

会 議 記 録			
会議の名称	京都スタジアム（仮称） 検討特別委員会（第19回）		会議場所 全員協議会室
			担当職員 鈴木
日 時	平成29年9月27日（水曜日）	開 議	午前 10時30分
		閉 議	午前 10時50分
出席委員	◎木曾 ○藤本 三上 山本 平本 福井 齊藤 菱田 小島 馬場 石野 <湊議長> （欠席：明田）		
執行機関出席者	【企画管理部】木村部長 【総務部】大西部長 [総務課]石田課長、八木行政係長 【まちづくり推進部】竹村部長、並河事業担当部長 [都市計画課]関口課長 [都市整備課]笹原課長、山内区画整理担当課長 [政策交通課]伊豆田課長		
事務局出席者	片岡事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、池永主任		
傍 聴	市民1名	報道関係者1名	議員5名（酒井、奥野、竹田、小松、西口）

会 議 の 概 要

10:30

1 開議（木曾委員長あいさつ）

2 日程説明

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

事務局説明の通りレジユメに沿って進めるが、これでよいか。
—全員了—

<木曾委員長>

報道機関から撮影許可申請が出ているので、許可する。
—全員了—

3 再審査について

<木曾委員長>

再審査について諮ることとする。

本特別委員会に付託された、第49号議案は、9月15日に議決したが、市長から、議案の訂正の申し出があり、先ほど行われた本会議において承認された。これにより、議案の内容が変更されているため、本特別委員会において、再審査を実施したいと考えるが、異議はないか。

（異議なし）

異議なしと認め、再審査を実施することに決定された。

<木曾委員長>

本日の再審査は、まず、理事者から訂正された議案内容について説明を求め、それに対する質疑を中心に審査を進めていきたいと考えている。順序は、理事者による説明、質疑、討論・採決の順に進めていくことでよいか。

—全員了—

4 所管分付託議案再審査（説明～質疑）

（１）第４９号議案 財産の無償貸付について

[執行部 入室]

[まちづくり推進部長（あいさつ）]

[まちづくり推進部長 説明]

10 : 37

[質疑]

<馬場委員>

地方自治法第96条第6項の「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」を根拠に議決を求められているが、それで間違いはないか。

<総務部長>

その通りである。また、地方自治法第238条の4第2項第1号により、行政財産を貸付けるということである。

<馬場委員>

適正な対価なくして貸付けるということであるが、適正な対価とは何か。20億円で購入したものであり、普通に貸付ける場合は、いくらぐらいを対価として求めるのか。

<総務部長>

今回の議案については、無償であるがために議会に承認をいただくものである。

<馬場委員>

期間と目的を出されたが、10年という期間について、京都府と調整しているのか。

<まちづくり推進部長>

公有財産の無償貸付について、貸付期間に関する内容は、地方自治法等には定められていない。各地方公共団体が、対象となる財産の性質やその他の状況に応じて、適切な期間を設定しているものである。現在、京都府と調整しているが、議会で10年の期間で承認いただくことにより、亀岡市としては京都府に貸付ける考えである。

<齊藤委員>

私は前回の委員会では、50年でもよいと言っていたが、10年に訂正された。安定した運営と説明されており、そうであれば50年でもよいと思っていた。指定管理の期間は、5年や10年ではないように思うが、安定した運

営にあたり、10年とされたのはどういうことか。

<まちづくり推進部長>

市議会のチェックを大前提とすることを考えている。そのために、50年から変更させていただいた。安定した運営を行うためには、指定管理の方法も考えられる。京都府が指定管理とされる場合、10年のスパンで検討いただくことで調整している。安定した運営を行う場合、どれだけの期間とするかが大変難しいところであるが、5年だと短すぎるという判断である。指定管理により安定して運営するのであれば、10年程度が必要である。また、その度にチェックを受けていこうという判断であり、ご理解いただきたい。

10 : 43

[執行部 退室]

[委員間討議]

(なし)

10 : 44

5 討論～採決

[討論]

<馬場委員>

第49号議案に反対する。不十分であった議案について、目的と期間を定め直して出された。亀岡駅北の都市計画公園の区域は、14億円で用地買収してそのままにしておき、新たに20億円を費やしている。その土地を京都府に無償で貸付けることとなる。この経過からすれば、基礎的な自治体が都道府県に無償で土地を提供すること自体、地方自治体のあり方として間違っている。地方自治体は最小の経費で最大の効果を上げることが本旨である。土地の買収自体が地方財政、地方自治からすれば問題である。

<福井委員>

第49号議案に賛成する。15日に委員会で審査を実施した。その際、何の審査であるのかと問いかけ、休憩して調整した結果、財産を無償貸付することのみの審査であると確認した。契約書案については、参考資料だと聞き、採決を実施した経過がある。委員の中から、50年より短い方が、市民福祉に寄与するのではないかという意見があった。それを踏まえて、執行機関が改善した案件を出してきたので、何ら否定するものではない。財産の無償貸付については、4として、はっきりと謳っており、スタジアムを建てるための無償貸付については、当然ながら、数年前からの流れであり、今ここで止めることは、市民福祉に反することが明確である。

[採決]

第49号議案 財産の無償貸付について

可決	賛成多数	(反対：三上委員、馬場委員)
----	------	----------------

10 : 48

<木曾委員長>

委員長報告の作成にあたり、指摘要望の意見はないか。

(なし)

<木曾委員長>

委員長報告の作成は正副委員長に一任願う。

—全員了—

6 その他

(1) 議会だよりの記事掲載について

<木曾委員長>

議会だよりの記事掲載について、付託議案の審査内容を掲載することとなるが、その内容について意見はないか。

(なし)

<木曾委員長>

議論があった内容を掲載することとして、正副委員長に一任いただく。

—全員了—

<木曾委員長>

今回は、9月29日(金)に委員長報告の確認等を行う。

～10:50